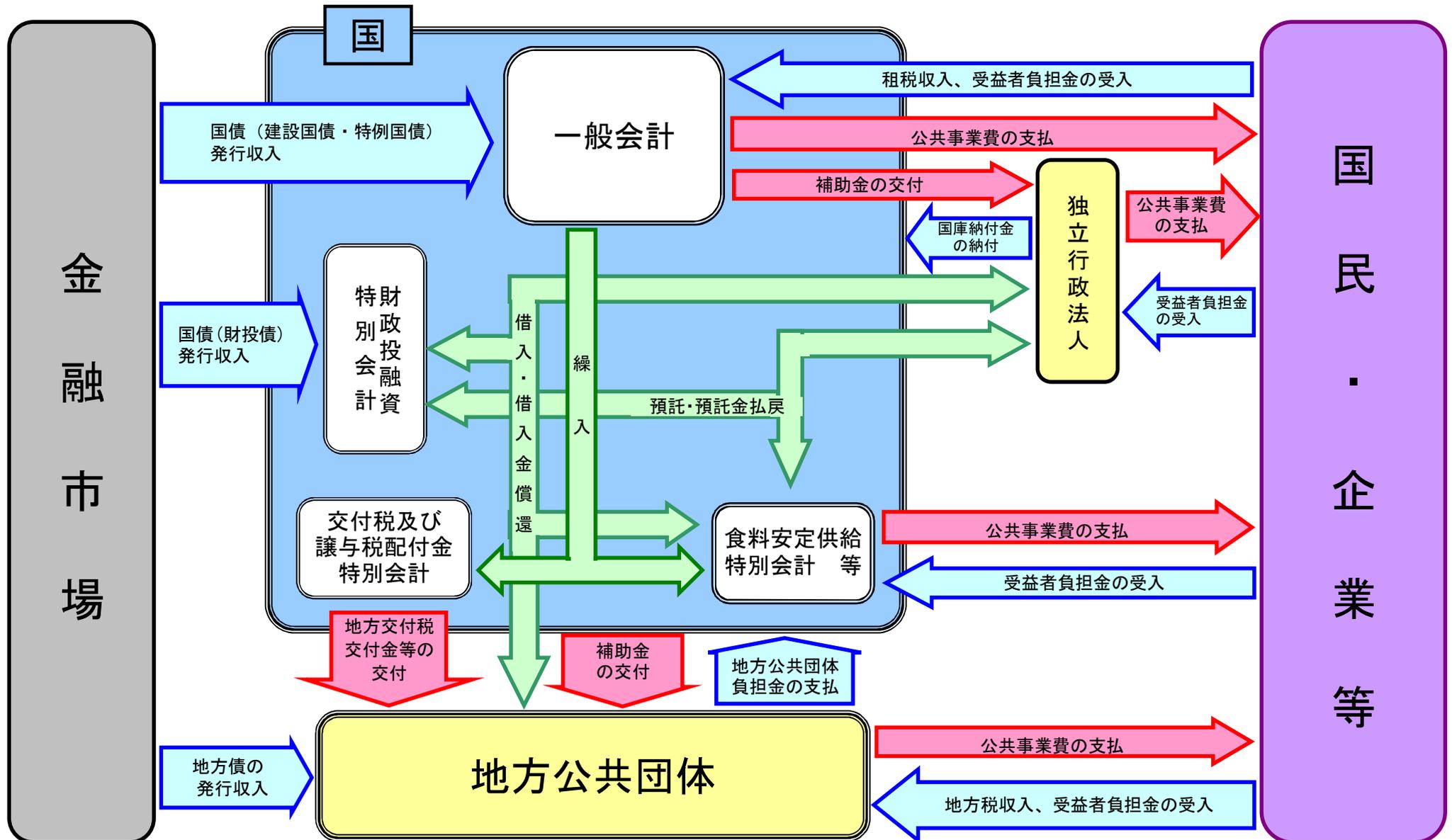


5. 公共事業に係る主な資金の流れ(概念図)

令和5年4月現在

公共事業は、民間では対応が困難な公共施設の整備等について、国や地方自治体が行うものです。公共事業には、①国が直接的に整備事業を行うもの(直轄事業)、②国が地方公共団体に補助金を交付して地方公共団体が行うもの(補助事業)、③地方公共団体が費用負担も整備事業も行うもの(地方単独事業)、④独立行政法人等が行うものがあります。



(注) 本概念図は、すべての資金の流れを網羅しているものではありません。